



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）11月1日  
第1786号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号		ページ
57	和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 3
58	和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(保健対策課) 9

### 【告示】

407	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	(環境政策課) 11
408	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 14
409	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 15
410	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 16
411	公示送達（令和6年度随時5期介護保険督促状並びに令和6年度第2期及び第3期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(介護保険課) 17
412	公示送達（後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・・・	(保険総務課) 18
413	公示送達（後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保険総務課) 19
414	公示送達（令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・	(介護保険課) 20
415	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 21
416	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 22
417	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 23
418	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 24
419	公示送達（令和5年度第5期及び第10期国民健康保険料督促状並びに令和6年度第1期、第2期及び第3期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課) 25
420	公示送達（市県民税森林普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）	(納税課) 26
421	公示送達（令和5年度国民健康保険料更正通知書及び令和6年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入決定通知書）・・・・・・・・	(国保年金課) 27
422	国民健康保険料の収納事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課) 28
423	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 29
424	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 30
425	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 31
426	公園管理上支障がある所有者不明の物件の除去・・・・・・・・	(公園緑地課) 32

### 【公告】

○	都市計画の変更による縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 33
---	--------------------------------------	------------

### 【選挙管理委員会告示】

40	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 34
----	------------------------------------	-----------------

- 41 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票  
管理者及びその職務代理者の選任について（令和 6 年和歌山市選挙管理委員会告  
示第 27 号）の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 35

**【 教育委員会公告 】**

- 令和 7 年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 36

**【 企業局告示 】**

- 40 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 39

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則を公布する。

令和6年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第57号

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、就労支援施設を利用する在宅の障害者の経済的負担の軽減を図り、もって就労支援、社会参加の促進及び自立に資することを目的とし、利用者負担額の全部又は一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- （1）就労支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「サービス基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（障害者支援施設において実施されるものを除き、生産活動の機会の提供を行うものに限る。第4号において同じ。）の事業を行う事業所並びにサービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所及びサービス基準第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。
- （2）障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
- （3）利用者負担額 サービス基準第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。
- （4）工賃 次に掲げる事業を行う者が和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）第3条で定める基準に従い、当該事業の区分に応じそれぞれ次に定める者に対して支払うべき生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。
  - ア 指定生活介護の事業又はサービス基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業 サービス基準第85条（サービス基準第184条において準用する場合を含む。）に規定する生産活動に従事している者
  - イ サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業 サービス基準第192条第2項に規定する雇用契約を締結していない利用者
  - ウ 指定就労継続支援B型の事業 サービス基準第201条第1項の利用者

（助成の対象者）

第3条 市長は、法第4条第1項に規定する障害者で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象障害者」という。）に助成金を支給する。

- （1）本市から法第19条第1項に規定する支給決定を受け、かつ、障害福祉サービスの提供を受けることについて就労支援施設と契約を締結していること。
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号に掲げる者であること。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる就労支援施設が対象障害者に支払う当該月分の工賃の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）5,000円以下の額 利用者負担額に相当する額
- （2）5,000円を超える額 利用者負担額から、工賃の額から5,000円を差し引いた金額の2分の1に相当する額を控除した金額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その全額が零を下回るときは零とする。）

（助成金の申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする対象障害者は、和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）工賃の支払を証する書類
- （2）利用者負担額に係る領収書

2 前項の申請は、障害者が就労支援施設を利用した月の翌月末までに行わなければならない。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を決定するものとする。

2 前項の規定により、支給を決定したときは和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金支給決定通知書（別記様式第2号）により、不支給を決定したときは和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金不支給決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知を行うものとする。

（請求）

第7条 前条の規定により支給決定を受けた者は、和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金請求書（別記様式第4号）を市長へ提出するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月分の障害福祉サービスに対する助成金から適用する。
- 2 令和6年4月1日からこの規則の施行日までの間に行われた申請は、第5条第2項の規定にかかわらず、当該申請期限内に行われたものとみなす。
- 3 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規定の失効前に助成金の支給決定を受けた者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金支給申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

（申請者）住所  
 氏名  
 障害者との続柄（ ）

次のとおり申請します。

障害者	住 所	〒								
	氏 名					生年月日	年 月 日			
	受給者証番号									
対象月	年 月 分									
利用者負担額	円									
工賃受領額	円									
基準月額	円									
申請金額	円									
利用就労 支援施設	名称									
	所在地									
添付書類	(1) 工賃の支払を証する書類 (2) 利用者負担額に係る領収書									

別記様式第2号（第6条関係）

和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



次のとおり支給決定したので通知します。

申請者	住所	〒								
	氏名						生年月日	年 月 日		
	受給者証番号									
対象月	年 月分									
支給金額	円									
利用就労 支援施設	名称									
	所在地									

別記様式第3号（第6条関係）

和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金不支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



次のとおり不支給と決定したので通知します。

申請者	住 所	〒								
	氏 名					生年月日	年 月 日			
	受給者証番号									
対象月	年 月分									
申請金額	円									
利用就労 支援施設	名称									
	所在地									
不支給の理由										

別記様式第4号（第7条関係）

和歌山市障害者就労施設利用者負担助成金請求書

（請求先） 和歌山市長

請求に係る サービス利用月	年 月分
請求金額	円

上記のとおり請求します。

年 月 日

（請求者）

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

（令和6年10月18日揭示済）



和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第58号**

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「又は第3号」を「から第4号まで」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 新型コロナウイルス感染症 3,000円

第4条第3項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「及び同項第3号中」を「同項第3号中「3,000円」とあり、及び同項第4号中」に改める。

別表第1「沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン」の項中「沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン又は」を削り、「沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」を加え、同表に次のように加える。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月24日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年8月2日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）又はコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年11月28日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）	定期	15,300円
--	----	---------

別表第2沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン又は」を削り、「沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」を加える。

別記様式第2号中「又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）」を「、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）又は新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年10月1日以後に予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を本市の区域外に所在する医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

（令和6年10月31日揭示済）

和歌山市告示第407号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和歌山市

和歌山市七番丁23番地

和歌山市長 尾花正啓

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

中学校給食センター

和歌山市西浜1660番401の一部

(3) 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66の4号共同調理場に設置されるちゅう房施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月16日から令和6年11月 6日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第66の4号共同調理場に設置される厨房施設		
能力	8,300食		
1日当たりの使用時間	6時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
	pH	5.8~8.6	
	COD (mg/L)	300	
	SS (mg/L)	800	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	150	
	全窒素 (mg/L)	50	
全リン (mg/L)	6		
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	182.6		

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	新設				新設				
施設名	給食センター01				給食センター02				
構造	FRP製				FRP製				
主要寸法	(2,500Φ×10,600)×6、2,500Φ×3,600 2,500Φ×8,000、2,500Φ×9,400 2,500Φ×5,000 2,500Φ×4,285				2,400Φ×4,950、1,600Φ				
能力	182.6m <sup>3</sup>				45人槽 9.0m <sup>3</sup>				
処理の方式	油分離+硝化液循環膜分離活性汚泥				分離嫌気ろ床担体流動				
1日当たりの使用時間	6時間				24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	-			
	BOD (mg/L)	1,000	20	1,000	20	200	20	200	20
	COD (mg/L)	300	40	300	40	-			
	SS (mg/L)	800	50	800	50	-			
	n-Hex (mg/L)	150	30	150	30	-			
	T-N (mg/L)	50	30	50	30	-			
	T-P (mg/L)	6	4.5	6	4.5	-			
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	182.6	182.6	182.6	182.6	9.0	9.0	9.0	9.0	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	新設	
		通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	20	20
	COD (mg/L)	40	40
	SS (mg/L)	50	50
	n-Hex (mg/L)	30	30
	T-N (mg/L)	30	30
	T-P (mg/L)	4.5	4.5

排水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	191.6	191.6
備考	市場排水と合併	

(令和6年10月16日揭示済)

和歌山市告示第 4 0 8 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 0 月 1 2 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 1 0 月 1 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 6 年 1 0 月 1 8 日 掲 示 済)

和歌山市告示第409号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、秋葉山公園及び紀の川第三緑地公園	令和6年10月1日、同月4日、同月7日、同月10日、同月11日及び15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所  
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年10月18日揭示済)

## 和歌山市告示第410号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和6年10月21日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月12日	令和6年7月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月2日及び同月10日	令和6年7月19日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場、河川港湾	令和6年7月1日、同月3日、同月8日及び同月11日	令和6年7月19日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年10月18日揭示済)



和歌山市告示第411号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和6年度	随時第5期 第2期 第3期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年10月31日に 変更する。

(令和6年10月21日揭示済)

**和歌山市告示第412号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料
令和6年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和6年10月24日揭示済)

**和歌山市告示第 4 1 3 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 6 年 1 1 月 1 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 6 年 1 0 月 2 4 日揭示済)

**和歌山市告示第414号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第5期の納期は、 令和6年11月7日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年10月28日揭示済）

## 和歌山市告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
7-92	吹上92号線	和歌山市堀止西一丁目 和歌山市堀止西一丁目	
14-70	中之島70号線	和歌山市中之島 和歌山市中之島	
22-400	貴志400号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原	
24-171	西和佐171号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
24-172	西和佐172号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
37-230	紀伊230号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	
37-231	紀伊231号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	
37-232	紀伊232号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	
40-111	和歌浦111号線	和歌山市和歌浦東三丁目 和歌山市和歌浦東三丁目	
40-112	和歌浦112号線	和歌山市和歌浦東三丁目 和歌山市和歌浦東三丁目	

（令和6年10月29日揭示済）

## 和歌山市告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年10月29日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 ～ 終点	延長 (m)	幅員 (m)
7-92	吹上92号線	和歌山市堀止西一丁目157番10地先 ～ 和歌山市堀止西一丁目157番15地先	41.7	6.00 ～ 6.10
14-70	中之島70号線	和歌山市中之島335番4地先 ～ 和歌山市中之島335番5地先	62.8	6.00
22-400	貴志400号線	和歌山市梅原74番2地先 ～ 和歌山市梅原74番6地先	102.6	6.00
24-171	西和佐171号線	和歌山市栗栖6番11地先 ～ 和歌山市栗栖6番18地先	100.5	6.00
24-172	西和佐172号線	和歌山市栗栖6番15地先 ～ 和歌山市栗栖9番2地先	36.5	6.00
37-230	紀伊230号線	和歌山市弘西1042番4地先 ～ 和歌山市弘西1043番2地先	74.5	6.00
37-231	紀伊231号線	和歌山市弘西1043番6地先 ～ 和歌山市弘西1043番3地先	50.4	6.00
37-232	紀伊232号線	和歌山市弘西1043番4地先 ～ 和歌山市弘西1043番5地先	23.6	6.00
40-111	和歌浦111号線	和歌山市和歌浦東三丁目627番126地先 ～ 和歌山市和歌浦東三丁目627番130地先	107.7	6.00
40-112	和歌浦112号線	和歌山市和歌浦東三丁目627番126地先 ～ 和歌山市和歌浦東三丁目627番128地先	8.5	5.00

(令和6年10月29日揭示済)

和歌山市告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
24-164	旧	西和佐164号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
	新	西和佐164号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	終点の変更

(令和6年10月29日揭示済)

和歌山市告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年10月29日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
24-164	旧	西和佐164号線	和歌山市岩橋1172番13地先 和歌山市岩橋1172番8地先	108.2	5.00 ～ 6.00
	新	西和佐164号線	和歌山市岩橋1172番13地先 和歌山市岩橋1173番19地先	143.3	5.00 ～ 6.00

(令和6年10月29日揭示済)



**和歌山市告示第419号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第5期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年11月11日に変更する。
	第10期		
令和6年度	第1期		
	第2期		
	第3期		

（令和6年10月30日揭示済）

**和歌山市告示第420号**

市県民税森林普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和6年10月31日掲示済）

## 和歌山市告示第421号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年11月25日に 変更する
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年11月25日に 変更する
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年11月25日に 変更する

（別紙省略）

（令和6年10月31日揭示済）

**和歌山市告示第422号**

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2に基づき、和歌山市国民健康保険料の収納業務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託期間 令和6年11月1日から令和7年3月31日
- 2 委託先 東京都千代田区一番町21番地  
株式会社 アイティフォー・ベックス  
代表取締役 村田 純一

（令和6年11月1日揭示済）

## 和歌山市告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションひかり和歌山北	和歌山市福島898番地6	訪問看護	令和6年11月1日
健幸薬局 和歌山LABO	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁22	調剤	令和6年11月1日

（令和6年11月1日揭示済）

## 和歌山市告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	医療機関の名称 変更前	医療機関の名称 変更後	変更年月日
ユニスマイル薬局 たくみ店	和歌山市匠町25 ポポロビル1階	フォーコス薬局 たくみ	ユニスマイル薬局 たくみ店	令和6年10月1日

(令和6年11月1日揭示済)

## 和歌山市告示第425号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
総田 真也	内科	肢体不自由	風土記の丘診療所	和歌山市岩橋 1271-1	令和6年 11月1日
曾和 智子	整形外科	肢体不自由	角谷整形外科病院	和歌山市吉田 337番地	令和6年 11月1日
吉田 太理	眼科	視覚障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和6年 11月1日
根本 玲	リハビリテーション科	肢体不自由、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	和歌山県立医科大学 サテライト診療所本町	和歌山市本町2丁目1番地 フォルテワジマ5階	令和6年 11月1日

(令和6年11月1日掲示済)

和歌山市公告第426号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項、第27条第1項第1号及び第3項の規定に基づき、公園管理上支障がある所有者等不確知の物件の措置を次のとおり行う。

令和6年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 物件の所在及び種類

(1) 所在 紀の川第3緑地 せせらぎ公園内（和歌山市中之島1010番地先から有本760番地の1地先まで）

(2) 種類 テント等

2 所有者等の行うべき措置

当該物件の所有者、占用者、その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山市公園緑地課に連絡した上で、この告示の日から7日以内に当該物件を除却すること。

3 公園管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、公園管理者である市長が自ら又はその命じた者若しくは委任した者が当該物件の除却をするものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第27条第9項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市七番丁23番地

和歌山市公園緑地課（電話番号 073-435-1076）

（令和6年11月1日揭示済）



公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和6年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域  
追加する部分  
和歌山市新在家字百姓目、井辺字野元 の各一部  
  
削除する部分  
和歌山市鳴神字鳴武、松島字上ノ垣内 の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和6年10月16日（水）から10月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

（令和6年10月16日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第40号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月21日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年10月27日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任の一部改正について
  - (2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任の一部改正について
  - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和6年10月21日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 1 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について（令和 6 年和歌山市選挙管理委員会告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 6 年 1 0 月 2 5 日 掲 示 済）

令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜を実施するので公告する。

令和6年10月21日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項

1 課程、学科及び学科定員

- (1) 全日制課程 総合ビジネス科 160名、デザイン表現科 40名、普通科 60名  
(2) 定時制課程 ビジネス実践科 40名、ビジネス情報科 40名

2 一般選抜

(1) 募集定員

学科定員に同じ。（ただし、総合ビジネス科の募集定員はスポーツ推薦の15名程度を含む。）

(2) 出願受付期間

ア 一般出願

令和7年2月17日（月） 午前9時から正午まで

イ 本出願

令和7年2月26日（水） 午前9時から午後4時まで

令和7年2月27日（木） 午前9時から午後3時まで

（一般出願を行ったものは、本出願で1回に限り出願先を変更することができる。）

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校（ただし、一般出願は和歌山県電子申請サービスで受け付ける。）

(4) 検査日時

学力検査 令和7年3月10日（月） 午前9時から

面接・実技検査等 令和7年3月11日（火） 午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 全日制の課程

総合ビジネス科 学力検査

デザイン表現科 学力検査、実技（簡単な素描）

普通科 学力検査

イ 定時制の課程

ビジネス実践科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ビジネス情報科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ウ 定時制課程において満20歳以上特別措置を実施する。

(7) 学力検査教科と配点

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語・リスニングテストを含む。）各50分

イ 配点 各教科100点満点とする。（500点満点）

(8) 傾斜評価

デザイン表現科 美術の評定を2倍する。

(9) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(10) 合格者の発表日時

令和7年3月18日（火）午前10時

3 スポーツ推薦

(1) 学科、募集人数等

ア 総合ビジネス科において実施

イ 硬式野球（男子）10名程度、

ソフトボール（女子）とバスケットボール（女子）の2種目合わせて5名程度

(2) 出願受付期間及び場所

一般選抜に同じ。（ただし、本出願での志望先の変更はできない。）

(3) 検査日時及び場所

一般選抜に同じ。

(4) 検査内容

学力検査、面接（集団面接）及びスポーツ実技を実施する。

スポーツ実技検査内容

競技スポーツ名	共通実技	種目別実技
硬式野球 (男子)	① 反復横とび ② ハンドボール投げ	① 捕球 ② ティーバッティング ③ ベースランニング (雨天時は体育館にて①とティーバッティング(バドミントン用シャトル使用)、墨間走(27.43m)を実施)
ソフトボール (女子)		① キャッチボール ② ロングティー ③ ピッチングまたは捕球・返球 (雨天時は体育館にて①②③を実施)
バスケットボール (女子)		① 対面パス ② ドリブルシュート ③ シュート(5カ所)

(5) 学力検査教科及び配点

一般選抜に同じ。

(6) 傾斜評価

保健体育の評定を2倍する。

(7) 合格者の発表場所及び日時

一般選抜に同じ。

#### 4 追募集

(1) 学科及び募集人数

合格者が募集定員に満たない学科について実施する。

(2) 出願受付期間

令和7年3月24日(月)午前9時から午後4時まで

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校

(4) 検査日時

令和7年3月26日(水)午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 学力検査

総合問題(60分、100点満点)

イ 面接(個人面接)、定時制のみ作文(600字程度)

学力検査終了後実施

(7) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(8) 合格者の発表日時

令和7年3月28日（金）午前10時

5 問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課

電話番号 073（435）1196

（令和6年10月21日揭示済）

## 和歌山市企業局告示第40号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

## 1 公共下水道の供用開始

## (1) 供用を開始すべき年月日

令和6年11月1日

## (2) 下水を排除すべき区域

## ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

杉ノ馬場1丁目、中之島、鳴神、西小二里1丁目、太田、三葛、紀三井寺の各一部

## イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、古屋、梅原、松江北2丁目、松江北5丁目、松江東4丁目、島橋西ノ丁、島橋南ノ丁の各一部

## (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

## (4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 杉ノ馬場1丁目、中之島、鳴神、西小二里1丁目、太田、三葛、紀三井寺、西庄、古屋、梅原、松江北2丁目、松江北5丁目、松江東4丁目、島橋西ノ丁、島橋南ノ丁の各一部

## 2 終末処理場による下水の処理の開始

## (1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和6年11月1日

## (2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

## (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和6年10月18日揭示済)